

令和2年 壱岐市議会定例会 3月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和2年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 久保田恒憲 7番 音嶋 正吾
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議案第4号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第6	議案第5号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第7	議案第6号 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第8号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第11	議案第10号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第11号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第12号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第14	議案第13号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	市民部長 説明
日程第15	議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第16	議案第15号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	財政課長 説明

日程第17	議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第18	議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第19	議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第20	議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第21	議案第20号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第22	議案第21号	令和2年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第23	議案第22号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第24	議案第23号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第25	議案第24号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第26	議案第25号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第27	議案第26号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第28	議案第27号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第29	議案第28号	令和2年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 土谷 勇二君	6番 久保田恒憲君
7番 音嶋 正吾君	9番 小金丸益明君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 赤木 貴尚君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、新型コロナウイルスの感染予防のために、本定例会において、議員、執行部職員及び議会事務局等のマスクの着用を許可をいたしております。

あらかじめ報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和2年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、久保田恒憲議員、7番、

音嶋正吾議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月26日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議の結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年竜崎市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る2月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から3月16日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の一部改正8件、令和元年度補正予算関係6件、令和2年度予算関係8件、その他3件の合計25件となっております。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案についての上程、説明を行います。

3月3日は休会としておりますが、議案に対する質疑をされる方は、3月3日の正午までに通告書の提出をお願いします。

また、予算に関する発言の通告をされる方は、3月6日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

3月4日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。

なお、上程議案のうち、議案第15号令和元年度竜崎市一般会計補正予算（第8号）及び議案第21号令和2年度竜崎市一般会計予算の2件については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしておりますので、よろしく願いいたします。

3月5日、6日の2日間を一般質問日としております。

3月9日と10日の2日間、各常任委員会を開催し、11日、12日の2日間を予算特別委員会を開催するようにいたしております。

3月13日は、議事整理日として休会し、3月16日は本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案2件が提出される予定であります。

以上が、令和2年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。
円滑な議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。
以上であります。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は25件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査（前期）の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月20日、長崎市において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会」に出席をいたしました。会議では、2月に東京都で開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和元年度第2回総会」及び「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に提出する報告事項、議案等の打合せ・協議を行ったところであります。

次に、1月28日、熊本県八代市において開催された「九州市議会議長会第4回理事会」に出席いたしました。会議では、役員の補欠選任、前回の理事会以降の事務報告、第95回定期総会日程（案）等の協議が行われ、また、令和2年度の役員推薦、各種会議の開催地の報告がなされたところであります。

次に、2月4日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和元年度第2回総会」に出席をいたしました。総会では、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの会務報告、令和2年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認、可決されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、国土交通省海事局内航課羽村離島航路経営改善対策官より、「離島航路に関する制度の概要」について、国土交通省国土政策局佐藤離島振興課長より、「令和2年度離島振興対策予算案について」、それぞれ説明が行われました。

終了後、「長崎県離島振興市町村議会議長会第40回定期総会」が行われ、令和元年8月

21日から令和2年2月3日までの会務報告、令和2年度事業計画及び歳入歳出予算がそれぞれ承認、可決されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、令和元年12月26日、長崎市において開催された「長崎県病院企業団議会令和元年第2回定例会」、市山繁議員と久保田恒憲議員が出席されております。

次に、令和2年2月12日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に植村圭司議員が出席をされております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、行政視察の受入状況についてでございます。昨年4月から本年2月まで、三重県志摩市議会ほか15市議会等総勢95名の議員の皆様が、「SDGsの取組みについて」「観光行政について」「気候非常事態宣言」等の内容について、壱岐市へ行政視察に見えられておるところであります。議会においても、積極的に行政視察を受け入れておるところであります。

今定例会3月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和2年壱岐市議会定例会3月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を申し上げますとともに、令和2年度当初予算案、また、前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、御理解と御協力賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために市政運営に邁進してまいりました。

3期目につきましては、平成29年4月、かねてより念願でありました有人国境離島法が施行され、航路航空路のJR並み運賃が実現し、本法律に基づく雇用機会の拡充、滞在型観光の促進等の支援制度を活用した施策を展開しており、法施行前は年間250人程度の人口社会減であったものが、昨年は82人に改善するなど、取り組みの成果が着実に表れてきているところであります。

また、平成30年6月に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、そ

の理念に基づき、2030年の本市のあるべき姿を描き、日本の自治体初となる気候非常事態宣言を議決いただきました。

さらに、自治基本条例に基づいたそれぞれの地域の課題解決を図るまちづくり協議会に係る取り組みをはじめ、壱岐市の将来を見据えた市政運営に全力で取り組んでまいり所存でありますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、**新型コロナウイルス対策**についてでございますが、昨年12月に中国での発生が報告された新型コロナウイルスは、中国国内を中心に感染が広がり、日本国内での感染者も日々増加しております。

このような状況において、感染予防が最も重要であることから、本市では、手洗い、マスク着用、不要不急の外出を控えるといった対策をとっていただくよう、市民皆様に対し、告知放送やホームページ等でお知らせをしております。

さらに、市役所各庁舎の窓口、空港、各港のターミナル及び観光案内所に感染予防対策のポスターを掲示し、手指の消毒液を配備するなど、周知及び対策を図っており、外国人観光客等へは、多言語によるお知らせも行っております。

また、関係機関や市役所内部での情報共有を図るため、医療福祉関係者等が参集した壱岐保健所での対策会議への出席、課長等会、職員への周知等を行っているところであります。

このような中、2月20日、福岡市においても感染者が報告されたことから、翌2月21日、課長等を招集し、緊急に対策会議を開催し、情報共有並びに今後の対応について協議を行ったところであります。

さらに、2月25日には、私を本部長とし、市幹部職員及び壱岐保健所職員を構成員とする「壱岐市感染症危機管理対策本部」を設置し、第1回会議において、感染予防対策の市民皆様への周知を徹底すること、当面の間として3月末まで市が主催あるいは関連する行事・イベントについては、原則開催を自粛することを決定いたしました。

また、2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。これを受け、文部科学事務次官及び長崎県教育庁義務教育課長から、一斉臨時休業措置への通知が出されました。

この通知を受け、本市では、市内小中学校での3月2日——本日でございます——及びあす3日は通常どおりの登校、3月4日から3月6日までは一斉臨時休業、3月9日以降につきましては、3月6日に市教委で態度決定をし、各小中学校に通知するよういたしました。

今後も情報収集に努め、迅速かつ柔軟な対応により感染予防対策を実施してまいります。

次に、市民皆様が主体となった協働のまちづくり実現に向けて、小学校区を単位とした**まちづくり協議会の設立を推進**しております。これまで、市民皆様の御理解、御協力をいただき、三島、瀬戸、箱崎地域において協議会が設立されました。

そのほかにも9地域において、協議会設立に向けた準備が進んでおり、全18校区中12地域での協議会設立が見えてきております。

SDGsの推進につきましては、2030年の本市のあるべき姿の実現に向けて、さまざまな事業を展開しているところであります。

SDGsの先導的な取り組みとして、内閣府から選定された「自治体SDGsモデル事業」では、スマート農業について、本市の主要農作物でもありますアスパラガスの生産工程にAIやIoTなどの先端技術を活用してスマート化を図り、労働時間の短縮や収量の増加を目指すことで、後継者不足の解消につなげるとともに、持続可能な産業へ発展させることを目的に取り組んでおります。

また、高齢者が島内を自由に移動できる交通基盤として、自動運転技術の活用を視野に入れ、生活の中にあらゆる先端技術が浸透することで、市民皆様のさらなる「生活の質」の向上を図り、「誰もが住みやすく、イキイキ暮らせる島」の実現を目指してまいります。

さらに、「外部から多様な知恵を取り込み、進化と変化を恐れない柔軟で強靱な地域づくり」を具現化する事業といたしまして、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所及び株式会社リクルートと連携協定を締結し、新年度からテレワークセンター内に「壱岐なみらい研究所」を設置いたします。

この研究所では、地域おこし企業人及び市職員等と一緒に本市の地域課題を学び合い、慶應義塾大学SFC研究所の高度かつ専門的な指導と、株式会社リクルートの人材開発や組織活性のノウハウ、さまざまな企業とのネットワーク等を活用し、未来の本市の発展に必要な人材を効果的に育成してまいります。

次に、**ふるさと納税**につきましては、制度開始以来、毎年度増加を続けており、令和元年度は2月末時点で、申し込みベースで1万3,130件、約3億7,596万円となっており、対前年比で8,575万円の増となっております。

主な要因といたしましては、昨年6月の制度改正により、度を過ぎた返礼合戦が抑止されたことで、返礼品そのものの魅力に対する寄附へとシフトチェンジしたものと考えております。

また、昨年4月から多様な決済手段を確保できる「マルチペイメント」決済を導入したことで、寄附者皆様の利便性が図られたことも要因の一つと考えております。

次に、**壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者の引き継ぎ**につきましては、4月1日にスムー

ズな移行ができるよう、新・旧指定管理者及び壱岐市の三者で協議を進めております。

また、御契約者皆様をお願いしております同意はがきの提出状況は、2月28日現在、9,714件中9,484件、97.6%の方から御回答をいただいております、残り230件の方についても、引き続き提出を促す連絡の作業を続けております。

なお、4月から指定管理者となる光ネットワーク株式会社の営業窓口、電話番号等は、3月中旬ごろ、回覧等でお知らせする予定であります。

本年度の**壱岐市長特別表彰**について、第24回高野山旗全国学童軟式野球大会の盈科少年軟式野球クラブ、日清食品カップ第35回全国小学生陸上競技交流大会の福原悠吾さん、長岡美桜さん、第46回全日本中学校陸上競技選手権大会の竹下紘夢さん、第50回ジュニアオリンピック陸上競技大会の田中咲蘭さん、第7回全国高等学校陸上競技選抜大会の松下翔紀さん、第32回全国健康福祉祭和歌山大会の松山サチ子さん、篠原美智子さんを表彰いたしました。受賞された皆様に心からお慶びを申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

次に、**産業振興**であります。まず、**農業振興**について、本市の農業は、水稻、肉用牛、葉たばこ、施設園芸を基幹作物として、これらを組み合わせた複合経営となっており、担い手への利用集積を進め、集落営農も徐々に盛んになってきております。これまで取り組んできた各種施策を継続するとともに、さらなる農業生産基盤の整備を促し、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境づくりを進め、農協等関係機関と連携しながら、農業生産額の向上に努めてまいります。

このたび、令和元年度農山漁村女性活躍表彰において、勝本地区納豆生産組合が、優秀賞として農林水産省経営局長賞を受賞されました。

また、第62回全国家の光大会において、田河地区女性部の久原美津子様が家の光協会会長賞を受賞されました。これは、長年、女性組合員皆様及び地域の女性部皆様を中心となり御尽力された成果であり、心から敬意を表するものであります。

本市のこれからの地域農業を担っていく世代が効率的な農地利用を行うため、今後、地域を中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針である「人・農地プラン」を策定し、その地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織、異業種参入等多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者につきましては、現在289経営体を認定しており、法人経営体が43経営体、集落営農法人が29組織と本市農業の柱となっております。これらの担い手皆様を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大など、今後も引き続き経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

次に、複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物で

あり、今後も、補助事業等を活用して施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスにつきましては、令和元年度の栽培面積は、前年比0.5ヘクタール減少の13.4ヘクタールでありましたが、平均反収は16%増の2,895キロと13年連続県下トップの成績を維持しており、今後も、面積の拡大及び反収3,000キロを目標とし、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の維持に対する支援を継続してまいります。

肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録されていること、また、さらなる肉質の改善もなされていることが市場でも高い評価を得ており、今後も、確固たるブランド化の確立を目指し、関係団体と連携を図り、さらなる情報発信・PRに努めてまいります。

一方、近年の肥育素牛の高騰が肥育農家の経営を圧迫しており、壱岐牛の維持・確保にとって厳しい状況下にあることから、令和2年度も引き続き、肥育素牛導入に対して緊急的に支援を行うことといたしております。

令和元年12月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、昨年度末に比べ飼養農家が9戸減少したこともありまして、82頭減って5,965頭と6,000頭を若干下回る状況となっておりますが、壱岐市農協が継続的に取り組まれている「チャレンジ7000事業」を始め、関係機関の各種増頭対策等をあわせ、今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

これまで、全国和牛能力共進会での好成績が、壱岐牛の子牛及び枝肉の市場価格に大きく反映されており、次の全国和牛能力共進会を令和4年度に控え、令和2年度にあつては長崎県和牛能力共進会が開催されます。壱岐牛のさらなる活躍に大きな期待を寄せるとともに、同大会への機運を高める取り組みを進めてまいります。

次に、**農業・農村整備事業**についてでございます。

現在、壱岐島内の圃場整備率は67%ですが、整備済みの圃場の中には昭和初期から中期に小区画で整備されたものもあり、経年による農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。

これら小区画の農地を再整備するため、令和元年度から農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者の負担を伴わない、新たな基盤整備事業を行うこととしております。県内第1号として郷ノ浦町木田地区において整備面積23.3ヘクタールで実施し、現在の大型農業機械を活用した高収益作物の展開と担い手の育成を並行して行ってまいります。

また、昭和47年から63年にかけて、畑地帯総合整備事業により郷ノ浦町の当田ダム及び芦辺町の梅ノ木ダムの整備を行い、水稻及びアスパラガス、イチゴといった営農体系を展開してお

りますが、供用開始後30年が経過し、揚水機場の施設の老朽化とパイプラインの漏水事故が頻発しており、維持管理コストの増加に歯どめがきかない状況にあります。

このようなことから、県営事業によるダム関連の改修にあわせて、農水管の改修を行い、かんがい施設の長寿命化対策に取り組んでまいります。

平成29年に発生した526地区の農地・農業用施設等災害復旧工事については、昨年度までに242地区が復旧完了し、今年度に繰り越した国庫補助金交付決定箇所284地区中280地区が発注済みで、4地区が廃工となっております。2月末時点でおよそ9割の地区が完了し、残る地区の3月末までの完成に向けて鋭意復旧を進めております。

このため、平成30年発生分の64地区については、災害復旧計画におくれが生じたため、繰り越すことにしております。

また、令和元年災の災害復旧工事についても、令和2年度以降の発注となりますが、いずれも早期の発注に努めてまいります。関係農家の皆様には、作付け計画等に影響が生じ、大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高どまり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

平成31年4月から令和2年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は30.4%減の1,429トン、漁獲高は30.7%減の14億1,900万円となっております。資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風等の天候不良、さらには燃油価格の上昇、磯焼けによる藻場の消失など漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、市内漁協の漁業用燃油単価が高騰していることから、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持及び確保するため、高騰に伴う市独自の支援策として、引き続き、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、藻場の回復を目的として、本年度から磯根資源回復促進事業により磯焼けの原因の一つであるイスズミの駆除を実施しており、昨年4月から本年2月にかけて約5,100尾のイスズミが捕獲されております。

今後、さらなる藻場の早期回復を図るため、藻場造成に係る仕切り網及び海藻類の増養殖の網等によるイスズミ食害対策に対して支援を行うことといたしております。あわせて、磯焼け対策に対する漁業関係者の意識向上を図るため、専門家を招聘することとしており、所要の予算を計上しております。

また、昨年11月に海の資源回復担当として地域おこし協力隊を委嘱したところであり、種苗

生産や水産資源改善、藻場回復等の本市の水産資源の早期回復に向けた活動にも期待をいたしているところであります。

水産業の振興を図るため、国・県の事業としては、魚介類の海上輸送費を助成する「離島輸送コスト支援事業」、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する「離島漁業再生支援交付金」、漁業集落が行う漁業・海業の雇用を創出する取り組みや雇用の創出を円滑に行うための環境整備を実施する「特定有人国境離島漁村支援交付金」、環境・生態系の維持など漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する「水産多面的機能発揮対策支援事業」、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する「漁業就業者確保育成総合対策事業」に取り組んでおります。

また、市単独事業では、意欲ある担い手の育成支援事業として、認定漁業者制度及び漁業後継者対策事業の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険への掛金への助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策を引き続き実施してまいります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ30万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画しております。現在、壱岐地域栽培漁業推進協議会において、本市周辺海域における磯焼けの状況を考慮するとともに、市内各漁協、関係機関等から御意見をお聞きし、本市周辺海域の実情に即した種苗生産・放流計画の見直しを図っております。

漁業者皆様の所得の安定・向上を図るため、限られた資源を持続的に利用し、効果的な種苗の生産・放流を行うことにより、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

漁港整備につきましては、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、補助事業を活用し、渡良漁港小崎地区の用地舗装、八幡浦漁港物揚場に簡易浮棧橋の設置、護岸・防波堤に防風柵の設置を計画いたしております。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の調査検討を行い、機能保全計画の策定を進めてきたところであり、新年度、渡良漁港麦谷地区防波堤、小崎地区臨港道路、箱崎前浦漁港諸津地区物揚場、臨港道路、八幡浦漁港臨港道路の機能保全対策工事を予定いたしております。

あわせて、今後、海岸保全施設の老朽化による改修が必要となることから、長寿命化計画の策定を進めており、新年度、大久保・母ヶ浦・湯ノ本・箱崎前浦・八幡浦・山崎の各漁港海岸の調査を実施いたします。

港湾整備につきましては、郷ノ浦港へのジェットfoil用浮棧橋の早期整備について、令和

3年度新規事業採択に向けた取り組みを進めておりますが、それと並行して駐車場不足解消を図るため、郷ノ浦港立体駐車場建設を計画しており、効率的・効果的な整備を図るため、郷ノ浦港整備促進協議会を立ち上げることといたしております。

次に、令和元年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標となる国境離島島民割引利用者を除いた九州郵船とORCの乗降客数は47万7,750人、対前年比102.1%となっております。昨年は、7月から9月の観光最盛期の週末に台風が多く発生するなど、天候には恵まれませんでした。昨年、史上最長の超大型連休となったゴールデンウィークの影響もあり、上半期の乗降客数が伸びており、情報発信や旅行社等への営業、滞在型観光の取り組みをはじめとするこれまでの**観光振興**施策の成果があらわれているものと捉えております。

一支国博物館については、本年度の入館者数が1月末現在で9万990人、対前年比109%となっております。平成25年度以来6年ぶりの年間入館者数10万人到達が目前となっております。

3月14日には、開館10周年記念セレモニーを開催するようにはしておりましたが、指定管理者と協議を重ねた結果、新型コロナウイルスの影響を鑑み、式典は中止することといたしました。

壱岐イルカパーク&リゾートは、体験プログラムやカフェメニューの充実など施設の魅力向上に努めており、昨年4月25日のリニューアルオープンから1月末まで3万2,628人、うち島外から2万587人の御来園をいただいております。目標としていた本年度の入館者数2万9,320人を既に上回っております。

一方、残念な出来事といたしまして、2月24日にイルカの死亡事故が1件発生しております。1月下旬の血液検査で肝機能数値に異常が見られ、投薬による治療を受けておりましたが、2月中旬から食欲不振等、体調不良による行動が顕著になり、家畜診療所獣医師及び島外の水族館の獣医師と協議を重ねながら、献身的な治療・看護を行いましたが、回復には至りませんでした。

病理解剖の結果、現時点での死亡の原因は、肝機能障害と推察されており、現在、細胞を採取し、精密検査を依頼しております。イルカ健康長寿が可能となるよう最善の健康管理体制が必要と考えており、国内・海外の施設との連携を強化するなど、指定管理者との協議を重ねてまいります。

教育旅行の誘致につきましては、昨年、37校、4,610人の児童生徒及び関係者皆様に御来島いただきました。一昨年に比べ5校、738人の増となっております。

スポーツ合宿の誘致につきましては、昨年5月に本市で強化合宿を実施していただいた、バスケットボール女子日本リーグで活躍の「三菱電機コアラーズ」の皆様が、本年も春季キャンプのため本市へお越しいただくことが決定しております。

次に、ラッピングトラックによる情報発信事業について、離島活性化交付金の補助採択を受け、本市の名所や食材など鮮やかなラッピングを施した4台の輸送トラックが、昨年末から運行を開

始しております。

本事業は、市議会からの御提案を受け、長崎県トラック協会壱岐支部、そして運送事業者皆様の御理解と御協力をいただき実現に至っております。令和元年度から令和3年度まで各年度4台、計12台にラッピングを施すよう計画しており、島内外での本市の知名度向上につながるものと期待をいたしております。

本年4月から開設する**壱岐市東京事務所**につきましては、首都圏における本市の認知度向上を図り、本市への誘客と物産販路開拓につなげるよう取り組みを進めてまいります。

具体的には、旅行社への営業活動と百貨店やレストラン等での物産イベントの開催を大きな柱とし、目標を定めて活動を展開してまいります。

東京事務所の事業を推進する上では、東京壱岐雪州会をはじめ壱岐にゆかりのある方々の御協力をいただくことが必須であり、長崎県東京事務所、県内他市の東京事務所、福岡市東京事務所、日本橋長崎館等の関係機関との連携をしっかりと図りながら、本市の認知度向上に取り組んでまいります。

次に、**商工業の振興**につきましては、国内景気の拡大基調が維持されるとみられているものの、離島部においての地域経済は依然として厳しい状況にあります。また、近年は、自然災害の頻発、経営者の高齢化等、多くの中小企業は事業活動の継続が危ぶまれる状況にあります。

そのような中、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律、いわゆる中小企業強靱化法が昨年7月に施行されました。これにより、事業者は事業継続力強化計画を策定することにより、各種の支援措置を受けることができ、また、個人版事業承継税制も創設されております。本制度を有効活用すべく、商工会と連携を図り、各種施策を推進してまいります。

次に、株式会社博多大丸では、開業65周年記念事業の一環として、平成28年6月から「九州探検隊プロジェクト」を展開されております。このプロジェクトは、博多大丸の職員で構成する九州探検隊が九州・沖縄全119市を訪問し、各地の魅力ある「モノ」や「コト」を発掘し、情報発信することにより、九州全体の活性化を図ろうとするものです。

本市も1月24日に県下4番目として、九州探検隊を情報発信アンバサダーとして認定いたしました。今後、相互協力しながら、情報発信等に努めてまいります。

次に、**企業誘致**についてでございますが、このたび、長崎県産業振興財団と連携して誘致を進めていた東京に本社を置く2社の壱岐進出が決定いたしました。有限会社アトリエフォルマーレは、東京都墨田区に事務所を構え、プライベートブランドや他社ブランドのバッグの製作・デザインを手がけている会社で、今回、本市に自社工場を立ち上げ、1月22日から操業を開始しております。現在は4名体制ですが、今後、拡充されると伺っております。

次に、株式会社テクノスターは、東京都港区赤坂に事務所を構え、勝本町出身の方が経営されております。さまざまな製品のコンピューター解析を専門に実施されている会社で、今回、ふるさと壱岐市にソフトウェア開発のテストセンターを立ち上げていただけることになり、1月20日に2名を新規雇用いただいたところであります。東京での新任研修後、2月22日からテレワークセンターにて、事業開始をいたしております。

2社の進出により、職業選択の幅が広がり、地域活性化につながるものと期待をいたしております。

次に、**壱岐しごとサポートセンター（イキビズ）**については、1月20日に森センター長から、3月末日をもって退職したい旨の申し出があり受理いたしました。今回の件は、唐突の出来事であり、イキビズの運営母体である一般社団法人壱岐市産業支援機構の役員とも今後のことを含め協議を重ねてまいりました。

平成29年8月の開設以来、起業や事業拡大支援をはじめ、さまざまな経営課題等の対応に取り組んできたところであり、本事業については、事業者にできるだけ金銭的負担をかけずに、アイデア勝負で事業者の発展を図るというビズモデルとして、一定の成果があったものと考えております。

当初、3年を目途に事業の実施を考えておりましたことから、ビズ事業については、令和2年8月末をもって事業を終了することといたしました。

今後、センター長については、企画振興部長の兼務を予定しており、事務所常駐の職員は2名体制で、引き続き相談業務を行うことといたしております。

次に、**福祉・健康づくり**についてでございますが、**地域福祉の推進**については、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げている「第2次壱岐市地域福祉計画」及び「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とする「第2次壱岐市障がい者計画」に沿って、市民皆様の「参画」と「協働」による地域福祉力の向上並びに障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくりに努めております。

また、新年度において、令和3年度から3カ年を計画期間とする「第6期壱岐市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することといたしております。これは、障害者総合支援法に基づき、現計画の進捗状況等の点検・評価、十分なニーズ把握等を行い、障害福祉サービス等の見込み量及び提供体制の確保を示し、障がいのある人も地域で安心して暮らしていくことができる共生社会の実現に向けて策定するもので、今回、策定に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、**子育て支援**については、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づき策

定した「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が、本年3月をもって5年間の計画期間が満了となることから、壱岐市子ども・子育て会議での御検討をいただいた上で、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、今回、議案を提出しております。

本計画では、次世代育成支援対策推進法に規定された「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、「第3次壱岐市総合計画」の基本目標の一つ、「子育て・教育」の目指す姿として定めた「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」を基に、「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」を将来像として掲げ、SDGsの17のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」のほか7つのゴールを目指すことといたしております。

健康づくりの推進につきましては、市民皆様が「健やかで心豊かな生活」を送ることができる社会の実現を目指すため、第2次壱岐市保健事業計画に基づき、各種健診、相談、健康教室の充実を図っております。

市民皆様の健康を確認できる場として特定健診及びがん検診においては、壱岐医師会の御支援、御協力のもと、令和元年度から実施期間を3カ月間延長し、6月から2月まで実施しております。

行政と両輪で御活躍いただいている食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢166人の組織力と結束力で、減塩など食生活改善に加え、郷土料理の伝承や各種健診の受診勧奨など、健康づくり全般にわたる啓発をあらゆる場面で展開していただいております。

平成31年3月に策定した「壱岐市いのち支える自殺対策計画」の推進につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない壱岐市の実現」を目指し、地域の皆様、各関係団体の皆様の御理解と御協力のもと取り組みを進めております。

今後も、市民皆様と行政が一体となった市民協働での健康づくり活動を進めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めております。

新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホーム、2ユニット・定員18名の施設整備については、本年3月末の完成、6月から事業開始の予定となっております。

次に、去る1月31日、介護保険料（第8期）の普通徴収者で口座振替依頼をされている方149名分、金額110万4,300円を二重に振替する事態が発生いたしました。原因は、第8期、1月の口座振替データ・ファイルを作成した折、一部に修正が生じたため、再度口座振替データ・ファイルを作成した際、1度目に作成した口座振替データの取消処理をしないまま、

2度目の口座振替データ・ファイルを作成したため、今回、二重振替が発生したものであります。

二重振替対象者皆様に対し、当日1月31日に直ちに電話や訪問を実施し、2月3日までに対象者となられた全ての方へ内容を説明し、おわびを申し上げたところであります。また、並行して、二重振替となった金額を、可能な限り早期に返金できるよう金融機関に依頼し、2月4日に全ての送金が完了いたしました。

今回、二重振替の対象となられた皆様大変御迷惑をおかけし、深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが絶対に起こらぬよう、チェック体制を強化し、信頼の回復に努めてまいります。

次に、**後期高齢者医療**につきまして、これまで、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取り組みは市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できないとの課題があることから、高齢者の保健事業と介護予防を市町村が一体的に実施することとされました。このため、令和2年度から医師会をはじめ関係団体の御協力を賜りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことといたしております。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和2年度は改定の年となっております。今回の改定では、被保険者数は減少するものの、1人当たりの医療費が増加したことによる医療給付費の増及び高齢者負担率の変更に伴う支払い基金からの交付金等の減により、所得割率が100分の8.67から100分の8.98に0.31ポイント増、均等割が4万5,800円から4万7,200円に1,400円増となっており、賦課限度額も62万円から64万円に引き上げの予定となっております。被保険者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**でございます。

初めに、**再生可能エネルギーの導入拡大に向けた実証事業**について、昨年9月に市議会の議決をいただき、国内の自治体として初となる気候非常事態宣言を行ったことで、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大への思いをさらに強くしたところであります。

令和元年度は、国の補助事業を活用し、水素を活用した再生可能エネルギーを安定的に利用するためのエネルギー実証システム導入に関する調査・設計事業に取り組んでまいりました。新年度は、この調査・設計事業に基づいて実証システムを導入し、実証研究事業に着手することといたしております。

この実証研究では、太陽光発電にて余剰となる電力を利用して、水を電気分解することで水素を製造して蓄えておき、夜間等には蓄えていた水素を用いて、水素混焼エンジンで発電し、実証研究の対象となる施設の電力を太陽光発電と水素発電で賄います。この実証研究によって、再生

可能エネルギーと水素の組み合わせによるエネルギーシステムの効率や経済性を高めるための方法等を明らかにしてまいります。

また、この実証研究において、水素だけではなく、水素製造のときに発生する酸素や、水素発電時に発生する熱も利用することでエネルギーの利用効率を高めるとともに、本市の地域産業の振興にもつながる事業とすることを目的といたしております。

さらには、実証システムの導入調査・設計事業に御協力をいただいている杉山正和教授が所属する東京大学先端科学技術研究センターとも本市の持続可能な地域づくりに関する連携協定を締結し、今後の実証研究事業を含め、水素と再生可能エネルギーの実用的なシステムの社会実装に至るまで同センターの支援、協力をいただきながら取り組んでまいります。

SDGs 未来都市として、本市の豊かな自然環境を次の世代、その次の世代へと受け継ぎ、持続可能で安全・安心に暮らせる社会をつくっていくためには、クリーンなエネルギーを自給自足できる島づくりが大変重要になると考えております。この実証研究はその第一歩となる事業として捉えており、国等の支援制度も活用し、市民皆様の御理解と御協力を賜りながら着実に進めてまいります。

次に、**防災対策**でございますが、近年、地球温暖化が原因とされる猛烈な豪雨や暴風による自然災害が全国各地で頻発しております。また、今季の暖冬についても異常気象のあらわれであると認識しておりますが、それを裏づけるような気象庁の統計数値が出されております。引用いたしますと、日本の平均気温の基準値からのずれを偏差といい、ことし1月の偏差はプラス2.27℃で、1898年の統計開始以来、最も高い値であったというものであります。

本市においても、いつ異常気象による自然災害に見舞われるか予測がつかない状況であり、防災に対する意識をさらに強く持ち、日ごろから自助・共助・公助における役割をおのおのが認識し、備えを怠らないことが重要となってまいります。

また、結成を促進している共助のかなめである自主防災組織は、192組織、94.5%の組織率となっており、今後、まちづくり協議会と相まった防災活動を実施することにより、災害に強いまちづくりをさらに推進してまいります。

また、本年1月から2月末日までの火災・救急発生件数は、火災3件、救急356件となっており、前年同期と比較いたしますと、火災は3件の減、救急は53件の増となっております。空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期であり、市民皆様には枯れ草焼き等、火の取扱いには十分御注意願います。

また、例年、この時期はインフルエンザの発生しやすい季節ですが、ことしは1月中旬に中国で感染拡大した新型コロナウイルス感染症による猛威も、いまだ終息に至っておりません。手洗い、うがい等感染対策及び健康管理に十分注意されますようあわせてお願いいたします。

近年の災害は複雑多様化し、現場活動における潜在危険もますます増大いたしております。今後も、壱岐市消防団とともに、関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全安心のために万全の態勢で努力をいたしてまいります。

次に、**道路・河川等の整備**についてでございますが、市道整備につきましては、新年度当初予算において補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備4路線、道路防災安全工事1路線と、起債事業9路線、単独事業12路線の整備費を計上し、急傾斜地崩壊対策事業について1地区の整備を予定いたしております。

また、昨年発生した公共土木施設災害12カ所については、繰越継続として順次復旧を進めております。市民皆様には大変御不便をおかけいたしますが、今後も引き続き早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

公営住宅につきましては、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備いたしております。社会資本整備総合交付金事業を活用し、新大久保団地新築工事と古城団地の改修工事を行います。また、起債事業として、大久保団地の屋根及び外壁改修工事、下水道接続等改修工事、安泊地区の外壁及び屋上防水等改修工事、下水道接続等改修工事を予定いたしております。

次に、**水道事業**につきましては、アセットマネジメントを基本とした中長期的な観点から施設管理を行うことで、公営企業として将来にわたって持続可能な安定経営を目指してまいります。

また、施設更新計画を策定した上で、老朽管や水道施設の更新を実施することにより、有収率の向上や施設の高寿命化を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き、大谷・古城地区及び志原地区の路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺地区においても整備が完了しておりますので、さらなる加入推進に取り組んでまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、新年度も、国、県の補助制度を活用し、105基の設置を予定いたしております。

次に、現在地での建替えを計画し、周辺地域皆様の御理解と御協力を賜り、昨年4月に着工した壱岐葬斎場改築工事につきましては、本年3月末までに火葬炉設備の試運転、調整を完了し、4月1日から新しい施設での業務運営ができるよう進めております。また、新年度からは、管理運営体制の見直しを図り、さらなる御遺族に寄り添った厳粛な対応と新しいサービス水準の向上を目指してまいります。

なお、旧葬斎場施設の解体及び駐車場整備、植栽等の周辺環境整備、進入道路の改良工事につきましては、引き続き実施いたしますので、駐車スペースが狭隘となり、整備完了までの間、市民皆様には御不便をおかけいたしますが、乗り合わせ等、御理解と御協力を賜りますようお願い

いたします。

次に、**いきっこ留学制度**についてでございます。

第3次壱岐市総合計画に掲げる離島留学制度「いきっこ留学」は、平成30年9月にスタートし、3年目となります。本年4月からの「いきっこ留学生」は、募集期間終了後も全国各地及び外国からも問い合わせ、学校見学等に来島され、その都度、受け入れへの対応を行っており、現在、里親留学4名、孫戻し留学1名、親子留学2名の計7名が新たな留学生として入市いたします。現在留学中の児童生徒のうち、継続される10名を加えると17名となります。

里親につきましては、新たに1名を委嘱し、計4名での受入体制となっており、今後も里親登録について、市民皆様の御協力をお願いいたします。

また、本年2月1日から離島留学生コーディネーターとして大森久子氏を委嘱いたしました。留学生、里親、保護者等が安心して留学生活ができるよう、離島留学制度の充実を図るため、留学生のケア、里親及び保護者との情報交換、島内外の小中学校訪問並びに体験入学等の企画、運営、島外への情報発信など交流人口の拡大に取り組み、3年後には起業、定住されることを期待いたしております。

次に、**聖火リレー**についてでございますが、東京2020オリンピック聖火リレーが、本年3月26日に福島県楡葉町をスタートし、全国47都道府県を回るルートで実施されます。長崎県は20番目のスタートとなり、本年5月8日、9日の2日間の予定であり、壱岐市においては5月8日、金曜日に実施されることが、オリンピック組織委員会から発表されました。聖火リレーの実施時刻、ランナー等詳細につきましては、今後公表され次第、周知してまいります。

リレーのコースは、原の辻ガイダンスから一支国博物館までの約1,700メートルの区間が予定されており、今回、会場設営費等所要の予算を計上いたしております。

次に、**国際交流とインバウンドの推進**でございますが、インバウンドの推進につきましては、本市を訪れる外国人観光客の状況は右肩上がりでも推移しておりましたが、御承知のように昨年は日韓情勢の悪化により、韓国からの訪日客が激減しております。一昨年の本市への外国人の観光客実数は1,798人であり、そのうちの約3割、565人は韓国からでありましたので、昨年の外国人観光客数にマイナスの影響を及ぼしているものと考えております。

しかしながら、インバウンドの推進は国策として打ち出されるほど、観光振興には欠かせないものとなっております。東京オリンピック・パラリンピック開催期間中における壱岐市東京事務所を活用した情報発信や、福岡市との連携事業である米国市場に向けたプロモーションを実践してまいります。

次に、第4回目の開催となった「神々の島 壱岐ウルトラマン」については、ランナー向けのインターネット情報サイト内に掲載されている国内ウルトラマンランキングで全国第2位の高評

価を受けるなど、ランナー目線の運営を重視した結果が出ております。

本大会は、中高生や消防団をはじめとする各団体1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらには沿道で応援してくださった市民皆様、関係団体の方々など多くの皆様から積極的に御参加いただいております。このことは、地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えており、事務局で試算した経済波及効果は4,200万円以上であり、本市の観光振興にも大きく寄与したものと考えております。

第5回の開催となる今年の大会は10月17日開催予定とし、より地域に密着した大会となるよう計画を進めておりますので、関係機関、団体の皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

地方財政につきましては、国の取り組みと基調を合わせた聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方が人づくり革命の実現や地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じるものとされております。

本市の令和2年度の予算編成に当たりましては、こうした地方財政をめぐる国の動向に注視しながら、「第3次壱岐市総合計画」の着実な実施を軸として、事業の選択と集中による効率的な予算配分を行うとともに、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進、島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成30年度末の市債現在高が一般会計で263億5,700万円、対前年度7,035万円増であり、義務的経費の割合は38.0%、経常収支比率については92.3%、対前年度2.4%増と、依然として高い水準で推移いたしております。インフラ施設を含めた公共施設の老朽化や、高齢化の進展による社会保障経費の増、将来のまちづくりを見据えた大規模建設事業の増加などにより、近年、基金を取り崩した予算編成が続いており、今後においても厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画・公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、長期的な展望に立った財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した令和2年度の各会計予算案は、経常的経費と市民サービスのために必要なもの及び継続事業並びに一定の政策的経費とし、一般会計の予算規模は236億4,000万円で、特別会計を含めた予算規模は321億8,346万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、一部改正に係る案件8件、予算案件14件、その他3件でございます。何とぞ十分御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い

申し上げます。

以上、今日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容について申し述べました。今後もさまざまな行政課題に対し全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

午前11時07分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第4号～日程第29. 議案第28号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第29議案第28号令和2年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上の25件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案についての提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から長崎市を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、令和2年4月30日をもって、長崎市が長崎縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるためでございます。

これは、現在長崎市が本組合の事務のうち唯一加入している退職手当に関する事務において、市町村合併後、退職者の著しい増減が見込まれたことで、退職手当の予算の平準化を図ることができる本組合の共同事業に加入されていましたが、今後、合併直後のような退職者の著しい増減が予想されないことから、合併以前のように、長崎市独自において退職手当の予算管理及び支給事務を行いたいとのことで、退職手当に関する事務について脱退することになり、これにより長崎市は全ての総合事務組合の事務から脱退することとなるため、規約の変更が必要となりました。

次のページをお開きください。

長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。別表第1規約第2条組合の組織から長崎市を除く改正でございます。これにより加入団体は12市8町8組合の計28団体となります。

次に、別表第2規約第3条第1号退職手当に関する事務について、長崎市を除くものであります。以下の表については改正はございません。別表につきましては、資料1の議案関係資料の1ページに載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思っております。附則といたしまして、この規約は令和2年5月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第5号壱岐市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。提案理由は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正するものでございます。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1 議案関係資料3 ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に交付され、成年被後見人及び被保佐人の人権尊重の観点から、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度に

ついて、欠格条項の削除や、心身の保証等の状況の個別的・実質的な審査により、必要な能力の有無を判断する規定に見直すこととされました。

これを受け、総務省が所管する印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、本条例において規定する欠格条項等について所要の改正を行うものでございます。

施行の期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第6号から議案第8号まで続けて御説明いたします。

議案第6号壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓に関する事項について定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

これは、会計年度任用職員として任用されるジェットプログラム、国際交流員やALT、外国語指導助手等については、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとして取り扱うこととされたため、改正するものであります。

第2条第2項は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、通常サービスの宣誓にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができるものと定めております。

これは、ただいま申し上げました任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとして取り扱うこととするものであります。

以下、第2項の追加に伴う変更と様式については、押印箇所の表示を変更するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

次に、議案第7号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法、地方自治法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関し所要の改正を行うものでございます。

現在における本市の全ての非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員として任用しており、その育児休業等に関しましては、まず嘱託職員につきましては、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第15条の規定により、壱岐市職員の育児休業等に関する条例を準用して、育児休業を承認することができるとしております。

また、その他の非常勤職員は、壱岐市臨時職員取扱要綱の規定により、任用されている社会保険適用の臨時職員及び雇用保険適用の臨時職員になりますが、育児休業をすることができない職員となっております。

これらの非常勤職員は、令和2年4月1日より、地方公務員法第22条の2の一般職の非常勤職員である会計年度任用職員として任用することとなりますので、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員に対し、育児休業等取得可能にすることなど所要の改正を行うものであります。

1 ページ目をお願いします。

第2条は育児休業をすることができない職員の規定であります。3号の（ア）は、これは特定の職に引き続き1年以上在籍する非常勤職員という規定でございます。

（イ）につきましては、その子供が1歳6カ月に達するまでに任期が満了しない、あるいは特定の職に引き続き採用することが見込まれる非常勤職員ということでございます。

そして、（ウ）は1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上非常勤職員という規定でございます。

次に、第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に3つの条項を加えております。

1 ページ下段から3ページにかけて記載しておりますが、これは地方公務員の育児休業に関する法律において規定されている条例で定めるものとして、育児休業の対象となる児童の定めを本条例の第2条の2で条例で定める日として、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日の規定を、第2条の3で条例で定める場合として、養育する子が2歳に達する日まで育児休業できる旨の規定を第2条の4で定めるものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

第3条の改正でございますが、第3条につきましては、育児休業法第2条第1項のただし書きに再度育児休業をすることができる特別な事情を規定しております。

次に、5 ページをお願いします。

第10条の改正でございますが、これは正規職員の関係でございます。正規職員が再度育児短時間勤務をすることができる特別な事情を規定しております。

次に、7 ページをお願いします。

第20条の改正でございますが、これは部分休業について規定しております。部分休業は一定の期間職務に従事しない育児休業と異なり、一日の勤務時間の一部について育児のために勤務しないことを定める制度であり、勤務しながら育児を可能とするものであります。

次に、第21条では、部分休業をすることができる時間について定めております。非常勤職員の場合、1日に定められた所定の勤務時間から4時間45分を減じた時間を超えない範囲内で取得可能とするものであります。

次に、8ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

次に、議案第8号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤が厳格化、つまり任用要件が明確にされたため所要の改正を行うものでございます。

具体的には、これまで特別職の非常勤として定義しておりました各種委員等について、その業務内容により委託契約とすることが適当と思われる委員等について本条例から削除することとし、その他一部名称の変更並びに削除等に伴う番号の整理を行うものであります。

本条例の改正内容については、資料1の新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の16ページをお願いします。

改正箇所については下線を表記しております。まず14、防災会議委員については、消防防災の関係として順番の整理を行うため、17ページの20番に変更しております。

次に、17ページをお願いします。

現19交通安全対策協議会については、18交通安全対策会議委員に名称を変更しております。

次に、現20交通指導員については、委託契約とするため削除しております。

改正後の21国民保護協議会委員については、これまでその他の附属機関の構成員及び非常勤職員に含めておりましたが、今回新たに追加をしております。

次に、18ページをお願いします。

現26市有林監督員につきましては、委託契約とするため削除、現29民生委員推薦委員会委員につきましては、28民生委員推薦会委員に名称を変更、35海洋センター運営委員会については、設置することがないため削除しております。

次に、19ページをお願いします。

現36海洋センター育成士2級については、委託契約とするため削除しております。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号から議案第8号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第9号から議案第11号まで続けて説明させていただきます。

議案第9号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1、議案関係資料の22ページから55ページの新旧対照表を御参照願います。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い参酌する国の基準が令和元年10月1日から改正施行されたため、このたびの国の新運営基準を参酌し、改正するものでございます。

なお、国の経過措置において、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、参酌して定める市町村の条例が制定・施行されるまでの間、新運営基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすこととされております。

主な改正内容でございますが、1点目に幼児教育・保育の無償化に伴い、条例第13条第4項第3号の規定において、法第19条第1項第1号及び同項第2号に掲げる小学校就学前の子供に係る副食費の提供に関する費用を、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、市民税非課税世帯や年収360万円以下の世帯を除き、保護者から支払いを受けることができる費用とするものでございます。

また、幼稚園においては小学校第3学年から、保育所等においては小学校就学前の子供から数えて3番目以降に該当する場合は、副食費の免除を行うものでございます。

2点目に条例第42条及び附則第5条の規定において、特定地域型保育事業では、集団保育の

提供などの保育内容の支援や代替保育及び3歳から5歳児の卒園後の受け皿確保のための連携施設を確保しなければならないこととなっておりますが、代替保育の提供元として一定の要件を満たす場合に、小規模保育事業、事業所内保育事業を行うもの等を追加し、代替保育の提供に係る連携施設にかえることができることとし、さらに本年3月に満了となる連携施設を確保しないことができる経過期間を5年間延長するものでございます。

3点目に、改正法第58条の2の規定により、内閣府令で新たに追加された特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を、第2章第53条から第61条として新たに定め、特定子ども・子育て支援提供者が行うべき業務や社会的身分等による差別的取り扱いの禁止並びに秘密の保持など、質の確保を図るものでございます。

その他法改正に伴う略称の変更及び条項のずれなどを整備するものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号岐阜市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

岐阜市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

岐阜市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1、議案関係資料59ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本案につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、これまで子供のための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等に対し、保護者や教育・保育を行うもの等が虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規定を設けることができるとされていたことに加え、子育てのための施設等利用給付についても同様とされたため所要の改正を行うものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1、議案関係資料60ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本案につきましては、児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたって、これまで従うべき基準とされていた事業に従事するもの及びその員数の規定が削除され、全ての基準が参酌すべき基準に統一され、市町村の実態に応じた対応が可能となりました。

これに伴い、放課後児童健全育成事業の事業所における放課後児童支援員については、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならぬとする第10条第3項の規定の適用についての経過措置を、壱岐市の実態を考慮し5年間延長するもので、令和7年3月31日までに研修を終了することを予定しているものを認めることとしたものでございます。

施行期日については、附則のとおり令和2年4月1日からでございます。

以上で議案第9号から第11号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 真鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（真鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（真鍋 陽晃君） 令和2年3月1日付で保健環境部長事務取扱の兼務を拝命いたしましたので、私のほうから議案第12号について説明をさせていただきます。

議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市国民健康保険勝本診療所の閉院に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

改正の内容は、第2条に勝本と湯本の2カ所の診療所の名称及び位置の定めがございますが、勝本診療所の閉院に伴い、湯本診療所1カ所に改めようとするものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、議案資料の資料1改正条例新旧対照表61ページにございますので、後もって御確認をいただきますようお願いをいたします。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について御説明申し上げます。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

それでは、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画につきまして御説明を申し上げます。

資料4の第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画をご覧ください。

めくっていただきまして、本計画は目次のとおり第1章から第7章までの構成といたしております。

1ページから4ページの第1章においては、計画の策定にあたってといたしまして、計画策定の背景と趣旨等を掲載するとともに、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

特に本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する支援事業計画でございます。次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画の内容を一部引き継いだものとなっておりますが、現計画が令和元年度をもって期間満了となることから、第2期計画として策定するものでございます。

策定にあたっては、壱岐市子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ねていただき、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の子育て条例行動計画や、市の上位計画である壱岐市総合計画及び市の各種関連計画との整合性を図り、さらに本市におけるSDGs達成に向けての取り組みを推進するものとしております。

5ページから26ページの第2章におきましては、壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題として、統計資料から見た現状とニーズ調査結果の概要を掲載いたしております。

27ページの第3章におきましては、子ども・子育て支援の基本的な考え方として、基本理念に、1、安心して子育てできる壱岐の島、2、地域全体で支え助け合う壱岐の島、3、ゆとりをもって心身ともに健やかに育つ壱岐の島の3つを引き続き踏襲し、ゆとりと優しさで育む輝く未来ある島壱岐、出産・子育て・教育の希望がかなう協働の子育て環境づくりを将来像に掲げてお

ります。

28ページから46ページの第4章におきましては、子ども・子育ての環境整備として、子ども・子育て支援サービスについて、平成30年度に実施したニーズ調査の結果により、サービスの量の見込みと確保提供数を具体的に数値化し、目標値として定めております。

47ページから71ページの第5章におきましては、施策の展開として、現計画の検証結果を踏まえ、推進すべき施策ごとの各事業を掲載し、各事業を実施する担当部署及び関係部署との連携強化を図り、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行うことといたしております。

72ページから82ページの第6章におきましては、令和元年6月に成立いたしました改正子供の貧困対策法において、市町村においても子供の貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを受けまして、本計画において一体的に策定することとし、子供の貧困に関する取り組みとして、教育の支援、生活就労の支援、経済的支援、連携体制等の構築の4つの基本方針に基づいた取り組みを行い、市民関係団体、関係機関等が積極的に連携し、全ての子供たちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現するため、本市の子供とその保護者に向けた取り組みを推進することといたしております。

最後に83ページ及び84ページの第7章におきましては、計画の推進に向けてとして、家庭・地域・事業者、そして行政の役割を明記し、本計画の実行のための推進体制強化を図るとともに、国県子育て支援関係者との連携と協働により、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることといたしております。

また、計画期間中において、進捗状況を把握・点検し、壱岐市子ども・子育て会議において評価いただき、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について御説明申し上げます。

沼津A辺地変更、芦辺浦辺地変更及び志原B辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、沼津A辺地は市道上坂線道路改良事業、芦辺浦辺地は市道芦辺滝ノ上中央線道路改良事業、志原B辺地は、市道井鯉坂線道路改良事業に辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議決をいただいた後、辺地に係る総合整備

計画を総務大臣へ提出することとなっております。

1 ページから 3 ページは、各辺地の整備計画書で、各辺地の事業内容、事業費等を記載しております。なお、議案関係資料 5 に各事業の位置図、平面図等を添付しております。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を 13 時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第 15 号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 億 8,450 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 242 億 3,500 万円とします。第 2 項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加・変更は、第 2 表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第 3 条、債務負担行為の変更は、第 3 表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第 4 条、地方債の変更は、第 4 表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2 から 4 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等につきましては、記載にとおりでございます。

5 から 6 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費補正、1、追加で、5 款 1 項農業費の土地改良施設維持管理適正化事業ほか 13 件の事業費総額 4 億 8,858 万 7,000 円、また 2、変更で 5 款 3 項水産業費の水産物供給基盤機能保全事業 1 件の事業費 3,600 万円につきましては、入札不調の影響や工事内容の変更等に係る設計協議、調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として追加、または変更

の計上を行っております。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和元年度3月補正予算（案）概要の30から33ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

7ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、変更で、風民の郷の指定管理期間につきましては、昨年12月会議の補正予算（第6号）におきまして、令和2年度から4年度までの3年間として、債務負担行為の設定を行ってございましたが、指定管理業務の内容等について協議を行った結果、指定管理期間を令和2年度限りとし、それに伴う指定管理委託料につきましても、限度額の変更を行うものでございます。

8から10ページにかけましては、第4表地方債補正、1、変更で、事業に充当する地方債の借入限度額につきまして、県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税で6,162万2,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金、地方創生推進交付金ほか、事業の実績見込みにより6,759万4,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

2目民生費国庫補助金で、プレミアム付商品券事業費及び事務費補助金につきましては、事業の実績に基づき、合計で960万8,000円を減額しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、事業の実績見込みにより5,000万円を減額しております。

18から19ページをお開き願います。

18款1項1目基金繰入金、減債基金繰入金及び合併振興基金繰入金は、主に地方債の償還や単独事業費への充当財源として計上してございましたが、実績見込みによる事業費の精査に伴い、それぞれ減額しております。また、ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の精査を行うとともに、ふるさと納税お礼の品代及び送料への充当財源として1億2,400万円を増額しております。

20から21ページをお開き願います。

21款市債につきましては、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査によって借入額の増額、または減額の補正を行っており、総額で2億7,070万円を減額し

ております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料2の令和元年度3月補正予算（案）概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

4から5ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費、創業事業拡大支援事業につきましては、事業の実績見込により6,000万円を減額しております。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費につきましては、商品券の販売、換金業務に係る委託料等について実績に基づき4,160万8,000円を減額しております。

次に、1項4目国民健康保険事業費、直営診療施設勘定繰出金402万2,000円の補正は、診療収入の減に伴い、平成28年度より構造的な赤字に陥っており一般会計からの繰り入れが必要となっております。

6から7ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費は、平成31年3月会議におきまして、予算の執行を保留とされておりました健診センター建設事業につきまして4,466万4,000円を減額しております。

次に、12から13ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費地域肉用牛緊急増頭対策事業につきましては、事業の実績見込により640万円を増額しております。

次に、16から17ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道路橋りょう新設改良費は、国の補正予算第1号による社会資本整備総合交付金の追加内示を受け9,410万円を増額するもので、翌年度での繰り越し事業として実施するものとしております。

次に、20から21ページをお開き願います。

9款教育費2項1目学校管理費、小学校管理費は、箱崎小学校ほか、体育館の外壁、屋根改修工事の実績見込みにより2,350万円を減額しております。

22から23ページをお開き願います。

10款災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業で、現年災の補助事業分につきましては、実施設計に基づく工事費の精査により1,370万円の減額、現年災及び過年災の単独事業につきましては、翌年度に工期がまたがるため12月の補正予算第6号で債務負担行為の設定をしたものについて、新年度予算へ組み替えることとし、合計で5,600万円を減額しております。

そのほか、各事業の入札執行等実績見込みによる不用額につきまして減額補正を行っております。

す。

以上で、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第16号から18号までを続けて説明をさせていただきます。

議案第16号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,867万1,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項6目後期高齢者診療収入を決算見込みにより427万円を減額いたしております。

3款2項1目一般会計繰入金については、減収分の補填として402万2,000円を増額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費、備品購入費について24万8,000円を減額しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和元年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,660万4,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料について、決算見込みにより560万円を増額いたしております。

4款1項2目保険基盤安定繰入金については、67万3,000円を減額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入の決算見込み及び基盤安定負担金の確定により492万7,000円を増額いたしております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号令和元年度吉野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について議御説明いたします。

令和元年度吉野市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,561万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,157万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,039万円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項国庫負担金2項国庫補助金、4款1項支払基金交付金、5款1項県負担金につきましては、それぞれ介護給付費の増額に伴い、追加交付が確定いたしましたので総額5,230万3,000円を増額いたしております。

7款1項一般会計繰入金につきましては、地域支援事業費事務費分について、ケアマネジメント収入分を介護サービス事業勘定から繰り入れることにより1,293万9,000円を減額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款2項基金繰入金につきましては、介護給付費の増加に伴い976万円の増額、7款3項介護サービス事業勘定繰入金につきましては、地域支援事業に係る人件費分として1,800万円の増額、8款1項繰入金につきましては、前年度繰越金849万円を増額補正しております。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項介護認定審査会費につきましては、介護認定調査を臨時雇用から委託に変更したことにより、賃金の減額、主治医意見書作成手数料を決算見込みにより減額、

合計550万円の減額でございます。

2款1項介護サービス諸費、2款2項審査支払手数料、2款3項高額介護サービス費につきましては、介護給付の増加により総額8,726万円を増額しております。

3款2項一般介護予防事業費、3款3項包括的支援事業費、任意事業費につきましては、人件費の減額をいたしております。

24、25ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明をいたします。

2款1項一般会計繰入金1,000円を減額し、4款1項繰越金を1,800万1,000円を増額しております。

26、27ページをお開き願います。

4款1項保険事業勘定繰出金につきましては、介護保険事業特別会計の地域支援事業交付金から控除をされるケアマネジメント収入分を、介護保険事業特別会計へ繰り出しを行っており1,800万円を増額しております。

以上で、議案第16号から18号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第19号及び議案第20号を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第19号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,411万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,566万3,000円とします。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8から9ページをお願いします。

2、歳入ですが、5款一般会計繰入金で1,411万5,000円を減額しております。

次に、10から11ページをお願いします。

3、歳出でございます。1款下水道事業費1項管理費で285万円の減額、2項施設整備費で250万円の減額をしております。

2款漁業集落排水整備事業費1項管理費で876万5,000円の減額をしております。いず

れの事業も管理費及び施設整備費の精査による減額及び人事異動による人権費等の減額でございます。

議案第19号に関する主要事業は資料2の28から29ページに記載しております。あともって御確認をお願いします。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

第1条、令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用では882万2,000円の減額をし、補正後8億5,422万8,000円としております。

第3条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款資本的支出で1,400万円の減額をし、補正後3億6,051万1,000円としております。

本日の提出でございます。

6から7ページには、給与費明細書を、8から9ページには予定貸借対照表を記載しております。

10から11ページをお願いします。

収益的支出ですが、人事異動等による人権費の減額を行っております。

12から13ページをお願いします。

資本的支出ですが、支出で1,400万円の減額をしており、道路工事等における水道給排水管布設替工事費の実績による執行残分の減額及び基幹施設改良費の実績による執行残分の減額でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236億4,000万円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で令和3年度以降に発生する債務負担行為20件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、令和2年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は21億8,820万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

1款市税1項市民税8億4,857万円は対前年度比24万4,000円の増で、令和元年度の見込み額等から算出した結果、個人分が1,147万7,000円の増、法人分が1,123万3,000円の減としております。

次に、16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税で、今回、不足する一般財源につきまして普通交付税86億円、特別交付税7億607万円で、対前年度比4億7,547万円の増としております。

次に、24から25ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金で戦略産品輸送経費支援事業や離島留学生ホームステイ事業などの継続事業のほか、東京事務所情報発信事業などの新規事業を含め、

全14の事業に対する補助金として9,617万5,000円、地方創生推進交付金で壱岐しごとサポートセンターや壱岐市ふるさと商社への運営費補助金、壱岐市SDGs未来都市推進事業、壱岐島リブートプロジェクト事業などの全7つの継続事業に対し、2分の1の補助金1億1,446万5,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、地球温暖化防止に資する低炭素の島づくりの実現のため、再生可能エネルギーの実用化実証試験システム設備の導入経費等に対し2億3,960万1,000円を計上しております。

また、関係人口創出拡大事業交付金は、地域外の企業や団体と連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取り組みを支援する新規事業に対し100%の補助金700万円を計上しております。

次に、28から29ページをお開き願います。

15款2款1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか4事業に対し事業種別ごとに国50から55%、県10から22.5%の補助率で、国費を含めて交付される補助金2億8,746万8,000円を計上しております。

次に、34から35ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金で、ふるさと応援寄附金につきましては、4億円の見込み額で計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては4億円を、減債基金につきましても、地方債の償還財源として同じく4億円をそれぞれ計上しております。また、特定目的基金につきましては、合併振興基金につきましては、まちづくり協議会費や安全・安心まちづくり交付金、庁舎間イントラ設備システム更新事業などの財源として、総額で8億290万円を、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業や介護人材確保対策事業のほか、消防団の小型動力ポンプ積載車購入費などの財源として、総額で4億480万円を計上しております。

次に、42から43ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計21億8,820万円で、対前年度比2億2,010万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など10路線の道路改良事業や郷ノ浦堆肥センターの堆肥発酵処理施設整備など全19の事業に対し3億1,060万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で市道黒崎線道路改築事業や漁村再生交付金事業、壱岐葬斎場外構及び解体工事、消防署のはしご車購入など全15の事業に対し6億2,750万円を、ソフト事業分で島共通地域通貨発行事業、漁業用燃油対策事業など全24事業に対し、基本限度額分2億5,990万円、限度額越え分2億1,710万円の合計で4億7,700万円を

計上しております。

次に、3目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足分を補填するため、国と地方で折半するルールに基づき、地方分について各地方公共団体で発行する地方債について3億5,000万円を計上しております。

次に、4目民生債は、緊急防災減災事業で、石田町総合福祉センターの発電機更新などに960万円を計上しております。

次に、5目商工債は、一般補助施設整備事業で、壱岐島リブートプロジェクト事業のハード事業分に890万円を計上しております。

次に、6目土木債では、自然災害防止事業で、船底地区急傾斜地崩壊対策事業に400万円を、公営住宅建設事業で古城団地改修及び大久保団地新築事業に2億5,230万円を、緊急浚渫推進事業で準用河川物部川の浚渫事業に250万円をそれぞれ計上しております。

次に、7目消防債は、緊急防災・減災事業で、勝本地区第2分団のポンプ車購入などに5,880万円を、防災基盤整備事業で、防災行政無線の屋外拡声局4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、8目教育債は、緊急防災・減災事業で、壱岐の島ホールの屋上防水工事に1,120万円を計上しております。

次に、9目災害復旧事業費債は、公共土木施設等災害復旧事業で、12月補正予算で債務負担行為を設定しておりました令和元年災の単独事業分につきまして6,700万円を計上しております。

次に、歳出について説明をいたします。

説明に先立ちまして、昨年3月に公告されました地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令によりまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、地方財務の歳出科目28節のうち、7節賃金が廃止、8節以降について番号が順次繰り上がることとなり、令和2年度予算から適用しておりますので、あらかじめ御報告いたします。

それでは、別紙資料3の令和2年度当初予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、まちづくり協議会設置事業は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づくコミュニティ活動を展開し、まちづくり協議会による協働のまちづくりを推進するものとして1億1,820万8,000円を計上いたしております。

次に、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の市役所本庁舎の建設に要する経費に充

てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

5から6ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、自治体SDGsモデル事業は、持続可能な開発目標の達成に向け経済、社会、環境の3つの側面で総合的に事業を展開することにより、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげるものとして4,922万円を計上しております。

同じく、企画費、エコアイランド推進事業は、歳入のほうで説明をいたしましたとおり、令和元年度より経済産業省の採択を受けて実施する継続事業で、再生可能エネルギーの水素変換、再エネルギー化を行う設備の導入経費として2億4,099万7,000円を計上しております。

9から10ページをお開き願います。

同じく6目企画費、壱岐なみらい研究所運営事業は、慶応義塾大学SFC研究所からの助言・協力のもと、地域創生プロジェクトの開発・実践と壱岐市の未来に資する高度人財の育成を行う連携協力事業として1,969万7,000円を計上しております。

同じく企画費、過疎地域集落再編整備事業は、基幹的集落に点在する空き家を行政が改修・整備し、貸し出すことで地域における定住を促進する新規事業で1,555万8,000円を計上しております。

次に、13から18ページにかけましては、2款1項13目国境離島振興費として、滞在型観光促進事業で2,000万円、離島航路・航空路運賃低廉化事業で6,530万2,000円、離島輸送コスト支援事業で農産物及び水産物の合計で1億5,667万2,000円、創業事業拡大支援事業、雇用機会拡充事業で3億円など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業総額で5億6,591万2,000円を計上しております。

19から20ページをお開き願います。

3款民生費1項4目国民健康保険事業費、直営診療所施設勘定繰出金1,931万6,000円は、診療収入の減に伴い、今後においても赤字運営となる見込みであるため、一般会計からの繰り入れを行うものとしております。

次に、5目介護保険事業費、介護保険人財確保対策事業は、地域包括ケアの推進に必要な医療、福祉に携わる人材の確保及び移住定住促進施策の一環として、市内医療機関等に就職された方の奨学金の返還及び家賃等の一部を助成する事業で1,442万円を計上しております。

次に、29から30ページをお開き願います。

4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費は、現施設の解体工事及び新施設の外構工事について1億2,340万3,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億6,346万8,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、33から34ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業は、カラス、タイワンリス等による農作物や光ケーブル等への被害を防止するため、それらの駆除・捕獲等に係る経費につきまして2,790万8,000円を計上しております。

37から38ページお開き願います。

5款1項4目畜産業費、地域肉用牛振興対策事業は、肥育素牛の価格高騰による肥育農家の経営基盤の弱体化を防ぐとともに、壱岐牛出荷頭数の確保を図るため、壱岐牛維持確保緊急対策事業として子牛の導入経費に対する補助金1,750万円を計上しております。

次に、43から44ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業用燃油の購入に対し1リットル当たり10円を補助するもので、6,566万5,000円を計上いたしております。

次に、49から50ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、戦略産品輸送経費支援事業につきましては、離島活性化交付金を受けて実施する事業で、焼酎や衣服、寝具などを製造する島内業者に対し、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費に対する補助として5,536万円を計上しております。

次に、4目観光費、壱岐島リゾートプロジェクト事業につきましては、平成30年度から地方創生推進交付金を受けて実施する継続事業で、イルカパークの再整備による観光集客の拠点化を目指し、外貨を稼ぐ仕掛けづくりを行うことで島内経済の活性化、循環の仕組みを構築するものとして7,986万円を計上しております。

次に、53から54ページをお開き願います。

6款1項5目都市事務所費、東京事務所管理費及び活動費は合計で1,386万4,000円を計上しております。

55から56ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道理橋梁新設改良費は、補助事業で、黒崎線道路改良事業ほか全8路線で3億8,610万円、単独事業で前目1号線道路改良事業ほか全12路線の継続事業に1億2,730万円、辺地過疎債の起債事業で、谷江本線改良事業ほか全8路線に2億4,540万円を計上しております。

次に、59から60ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画により老朽化した市営住宅の建て替え、改修並びに下水道への接続等を行うもので、新大久保団地新築事業など合計で4億5,070万3,000円を計上しております。

61から62ページをお開き願います。

8款消防費1項1日常備消防費で消防署郷ノ浦支署のはしご車の購入費として1億5,235万2,000円を計上しております。

63から64ページをお開き願います。

8款1項5目災害対策費で、指定避難所や避難場所への避難経路等の情報を明示し、夜間の避難誘導にも対応できる高輝度蓄光誘導標識を設置するものとして1,658万3,000円を計上しております。

65から66ページをお開き願います。

9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので5,000万円を計上しております。

次に、2項1目小学校管理費は、田河小学校の体育館外壁・屋上防水工事、箱崎小学校の校舍改修工事、瀬戸小学校の体育館床改修工事など合計で1億2,551万1,000円を計上しております。

次に、69から70ページをお開き願います。

9款6項1目保健体育総務費で、東京オリンピック聖火リレー事業で1,021万2,000円を計上しております。

次に、10款災害復旧費で1月の令和元年度補正予算第7号で、債務負担行為の追加を行いました平人地区の地滑り災害を含め、農地及び農業用施設等の令和元年災につきましては、今回、過年災として計上しており、また公共土木施設等災害の単独分につきましても、令和元年度予算から組み替えて計上するもので、合わせまして2億7,153万1,000円としております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

そのほか基金の状況見込については資料の77ページに、地方債の状況に関する調書は78ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 議案第22号から24号まで、続けて説明をさせていただきます。

議案第22号、令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億2,944万4,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,939万7,000円と定める。第2項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2億円と定める。

歳入歳出予算の流用、第3条については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、6億1,895万5,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。4款1項1目保険給付費等の交付金につきましては、27億9,469万円を計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定分として、総額2億7,878万3,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。6款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等による歳入不足を補うため、1億3,271万円を計上いたしております。

18ページ、19ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、23億4,000万円を計上いたしております。2目の退職被保険者療養給付費につきましては、1,500万円を計上しております。

2款1項1目一般被保険者高額療養費につきましては、3億5,402万9,000円でございます。

20ページ、21ページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の30人分の1,260万円。

3款1項1目医療給付費は、7億1,362万9,000円を計上いたしております。

3款2項1目後期高齢者支援金として、2億830万円。3項1目介護納付金として、8,663万1,000円を計上いたしております。

次に、療養施設勘定について、御説明いたします。

36ページ、37ページをお開きください。診療施設勘定の歳入につきましては、1款診療収入として2,970万3,000円。

3款2項一般会計繰入金は、診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、1,931万6,000円を計上いたしております。

38、39ページをお開きください。歳出につきましては、1款1項総務管理費として、4,839万7,000円を計上いたしております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号、令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,177万7,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、2億1,097万1,000円。

4款1項の一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして、1億3,943万6,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、3億4,723万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号、令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,210万2,000円。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,537万8,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして、5億6,316万5,000円。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出の介護サービスに対応するもので、5億

9,408万7,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は、3億5,105万3,000円。2項3目の地域支援事業費交付金につきましては、合わせて8,887万9,000円を計上し、4目被保険者機能強化推進交付金は、500万円を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金につきましては、9億6,751万4,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをしており、5億6,373万6,000円を計上いたしております。2項基金繰入金は、給付費準備基金から3,662万9,000円を計上いたしております。

14、15ページをお願いいたします。2款1項介護サービス諸費については、32億5,920万円を計上いたしております。

2款3項高額介護サービス費は、8,980万円を計上いたしております。

16、17ページをお願いいたします。3款1項介護予防生活支援サービス事業費については、1億9,243万7,000円を計上いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及及び啓発事業などの費用、3,800万1,000円を計上いたしております。

18、19ページをお願いいたします。3款3項1目包括的支援事業・任意事業費は、1億358万2,000円を計上いたしております。

38、39ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入について、御説明いたします。歳入については、1款1項予防給付収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプラン作成についての居宅サービス計画費の収入といたしまして、3,242万6,000円を計上いたしております。

40ページ、41ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,366万円を計上いたしております。

2款1項居宅介護支援事業費は、島外在住の対象者にかかるケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第22号から24号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第25号、令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,089万9,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は、記載のとおりでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めます。第5条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

10から11ページをお願いいたします。2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,189万2,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金等を計上しております。

5款繰入金は、一般会計からの繰り入れ2億2,775万円を計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道事業の分を計上しております。

14から15ページには、3、歳出として1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として12節委託料に施設管理業務費などを計上しております。2項1目施設整備費の14節工事請負費は、インフラ等整備工事費として、大谷地区及び志原地区の管路敷設後の道路舗装本復旧工事などを計画しております。

18から19ページには、2款漁業集落排水整備事業費、1項1目一般管理費を掲載しており、18節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います助成金などを、2目敷設管理費の12節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。2項1目施設整備費の12節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

25から31ページは給与費明細書を、32から33ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第25号に関する主要事業は、資料3の73から74ページに記載しております。あともって、御確認をお願いします。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第26号、令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,088万9,000円と定める。2項は、記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。

8ページ及び9ページをお願いいたします。まず、収入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目船舶使用料については、1,500万円を計上しております。平成31年度と比較しますと、718万8,000円減少しておりますが、これは国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県及び市の負担金を、運賃収入同様に船舶使用料として計上してはりましたが、今回、科目をそれぞれ別に負担金として設けたこと、また三島地区における人口の減少等により、乗船運賃の減を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金及び3款県支出金につきましては、国庫補助金は4,750万1,000円。県補助金は1,666万4,000円を計上しております。国庫補助金のうち建設整備補助金500万円につきましては、現在のフェリー三島が建造から17年が経過し、老朽化も進行しておりますので、令和2年度に新船建造に係る調査事業を予定しております。その調査費用については、上限が500万円となっておりますが、全額補助対象となります。なお、国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式により内定した額であります。昨年度と比較しますと、減額となります。一方、県補助金につきましては、国からの補助残をもとに算定することになりますので、昨年度と比較しますと増額となる予定でございます。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残等と、ただいま御説明をいたしました国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担金分を計上しております。

10ページ及び11ページをお開き願います。歳出について、御説明いたします。1款運航費、1項運航管理費、1目一般管理費につきましては、経常的な経費であります。船員関係については海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上いたしております。

次に、12ページ及び13ページをお開き願います。26節公課費70万4,000円につきましては、消費税納付金でございまして、簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費につきましては、主に経常的な経費であります。10節需用費の修繕料2,150万円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料でございます。また、13節使用料及び賃借料

につきましては、ドック検査時における臨時船の用船料でございます。2項建設整備費につきましては、歳入で申し上げましたとおり、新船建造に係る調査事業及び関係予算を計上しております。

16ページから23ページにかけては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第27号、令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、御説明いたします。

令和2年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,357万4,000円と定める。第2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計8,357万4,000円。前年度と比較しますと、3,876万5,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、農業機械銀行特別会計で雇用いたしております機械オペレーター及び作業員について、令和2年度から地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、任用要件が明確にされ、委託契約とすることが適当と認められることから、令和2年度から新たに壱岐市農業機械銀行振興会を組織し、本振興会において雇用することといたしております。そのため、道路、公園等環境管理業務については、新たに組織する振興会が受託を行うことから、受託事業収入の廃目により減額となったものでございます。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。1款使用料及び手数料、1項1目使用料6,809万7,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、351万9,000円を増額いたしております。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、これまで嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れておりましたが、令和2年度より繰り入れは行わず、廃目といたしております。

3款2項1目減価償却基金繰入金1,544万円は、トラクター及びトラクター作業用アタッチメント購入のための繰り入れを予定いたしております。

5款諸収入、2項1目受託事業収入については、先ほど説明のとおり廃目といたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般

管理費 8,352万3,000円で、前年度と比較しますと 3,876万5,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、先ほど説明のとおり、機械オペレーター及び作業員の共済費及び賃金については、令和2年度から新たに組織する振興会において予算化を行うために減額といたしております。そのほか、トラクター及びトラクター作業用アタッチメントの備品購入費として、1,565万8,000円、振興会運営のための機械銀行負担金として2,543万5,000円を計上いたしております。

14ページには、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第28号、令和2年度壱岐市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第1条、令和2年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入、第1款水道事業収益は、8億3,496万9,000円。支出、第1款水道事業費用は、8億215万4,000円とします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。2ページをお願いします。収入、第1款資本的収入は、2億6,781万円。支出、第1款資本的支出は、3億4,833万2,000円とします。

第5条から第7条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、10から13ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14ページには、債務負担に関する調書を記載しております。

16から23ページには、令和元年度末と令和2年度末の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

17ページには、中期といたしまして、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上方法などを

記載しております。

24ページをお願いします。令和2年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益、1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,588万6,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、一般会計繰入金1億2,390万3,000円、及び長期前受金戻入金1億5,739万円などを計上しております。

26ページをお願いします。支出でございまして、1款水道事業費用、1目原水及び浄水費は、水質検査委託料2,497万4,000円や、水道施設の電気料1億986万円などを計上しております。2目排水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務委託、漏水調査委託、水道施設運転監視委託料等を、8節修繕費は、水道施設修繕費などを計上しております。

28ページには、4目減価償却費3億8,181万8,000円などを記載しております。

30から31ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入ですが、1目他会計出資金2億3,371万円を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替負担金を計上しております。

31ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に給配水管布設替工事及び基幹施設改良費として遠隔監視通信施設等を更新するための工事経費を計上しております。2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費を、3款企業債償還金は2億486万6,000円を計上しており、これまでの建設改良等に伴う企業債償還金を計上しております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月4日、水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時14分散会
